

議案第 57 号

市川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

市川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 14 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

市川市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項中「（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することに伴い、条文の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。